○厚生労働省告示第四百五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第十二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

○厚生労働省告示第四百六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

○厚生労働省告示第四百七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

○厚生労働省告示第四百八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡大淀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大淀町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び大淀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字川合一六五（次の図に示す部分に限る。）、一六六、一六七の一、一六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字川合一六六・一六七の一・一六八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字今西八〇四の一、大字野尻三七から三九まで、四一、四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字今西八〇四の一・大字野尻四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内一三〇七、一三〇八、一三一〇、一三四九、一三五〇、一三五二、一三五三、一三六二の一、十津川村大字三浦一三五、二五四、三一二、大字杉清三九二、三九五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字寺垣内一三〇七・一三〇八・一三一〇・一三四九・一三五二・一三五三・一三六二の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）